

## ～個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を支出された個人の皆様へ～

福岡県

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち県・市町村が条例で指定した寄附金については、住民税の額が控除されます。

福岡県は、下表の法人に対する寄附金を個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定しています。

区 分	条 件
指定寄附金(財務大臣が指定する寄附金)	福岡県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金に限る。
特定公益増進法人への寄附金	
認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人、特例認定NPO法人)への寄附金	
認定特定公益信託の信託財産とするための支出	福岡県知事又は福岡県教育委員会の所管に属するものに限る。
上記に掲げるもの以外	福岡県内に従たる事務所を有し、県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの。

個人市町村民税については、各市町村が条例により寄附金税額控除の対象となる寄附金を指定することとなります。支払った寄附金が県及び市町村双方の寄附金税額控除の適用を受ける場合は、10%の控除(県民税4%+市町村民税6%(指定都市在住者の場合は、県民税2%+市民税8%))が適用されます。

### 1 寄附金税額控除の適用を受けられる方

寄附金(注)を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年1月1日現在、福岡県に住所を有する方は個人県民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。

(注) 規則による個別指定を受けた法人への寄附金については、指定を受けた年以降のものが対象となります。

### 2 寄附金税額控除の額

次の計算式により算出された金額が、個人県民税の税額から控除されます。

(法人に対し支払った寄附金額 - 2千円) × 4%(指定都市在住者の場合は、2%)

なお、控除対象となる寄附金額の合計には上限(総所得金額等の30%)があります。

### 3 寄附金税額控除の申告

① 所得税(国税)の寄附金控除と住民税(個人県民税)の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う必要があります。

※ 申告にあたっては、法人に対し寄附金を支払ったことを証明するもの(法人が発行する『寄附金受領証書(領収書)』等)が必要です。

② 給与所得者又は年金所得者の方で、住民税(個人県民税)の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方は、お住まいの市役所又は町村役場において簡易な申告ができます。

※上記の寄附金を支払ったことを証明するもの及び『寄附金税額控除申告書』(様式は福岡県ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyourei-kifukin.html> よりダウンロードできます。)が必要です。

※寄附金を支払った年以降、寄附金税額控除の申告を行うまでに住所が変わられた方は、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の市役所又は町村役場に申告して下さい。

### 4 寄附金税額控除の例外

寄附金を支払った年の翌年1月1日前に県外に転出された方は、転出先の都道府県において当該法人に対する寄附金が条例指定されていない場合、住民税(道府県民税)の寄附金税額控除の適用は受けられません。

◎この件についてのお問い合わせ先

福岡県総務部税務課 直税第一係

電話：092-643-3064

Mail：zeimu@pref.fukuoka.lg.jp